

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	35	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <b>法人住民税</b> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための機械等の特別償却等）の適用期間の延長等		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>・福島復興再生特別措置法において、避難指示等が出た12市町村を対象地域として、被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地を図るため、設備投資及び雇用について課税の特例が措置されているところ。</p> <p>・上記特例が活用できる期間（手続可能な期間）は、事業実施場所の避難指示解除等から5年又は3年とされている。</p> <p>・これまで避難指示が解除された区域においては、本制度が活用され事業再開や新規立地が一定程度進んできたところであるが、避難指示が解除された後直ちに事業再開や新規立地が実現するものではなく、被災12市町村では事業環境がいまだ大変厳しい状況にあるところ、今後も被災12市町村における本制度の活用が見込まれている。</p> <p>・このような状況の中、一部の対象区域に関しては、既に既存事業者の確認や新規事業者の認定に係る手続の期限が到来し、又は近々期限が到来する予定であり、被災地域の復興を加速化するためには、更なる事業再開・新規立地を促進する必要があることから、引き続き税制優遇措置を講じる必要がある。</p> <p>・これらを踏まえ、現在、避難解除区域等（ ）に適用されている税制上の特例（機械等の特別償却等）の適用期間を、期限が既に到来又は平成32年度末までに到来する区域について、復興・創生期間の終了時（平成32年度末）まで拡充・延長する。</p> <p style="text-align: center;">避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、認定特定復興再生拠点区域</p> <p>・特例措置の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却（1）又は税額控除（2）</p> <p style="padding-left: 20px;">避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却（1）又は税額控除（2）</p> <p style="padding-left: 40px;">1 機械装置：即時償却、建物等：25%</p> <p style="padding-left: 40px;">2 機械装置：15%、建物等：8%</p> <p style="padding-left: 20px;">企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別控除（3）</p> <p style="padding-left: 20px;">避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別控除（3）</p> <p style="padding-left: 40px;">3 給与等支給額の20%</p>		
関係条文	<p>福島復興再生特別措置法第23条、第24条、第36条及び第37条</p> <p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2の2、第10条の2の3、第10条の3の2、第10条の3の3、第17条の2の2、第17条の2の3、第17条の3の2、第17条の3の3、第25条の2の2、第25条の2の3、第25条の3の2及び第25条の3の3</p> <p>地方税法第23条第1項第4号及び第292条第1項第4号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] 精査中（精査中） [平年度] 精査中（精査中）</p> <p>[改正増減収額] - <span style="float: right;">（単位：百万円）</span></p>		

要望理由	<p>(1) 政策目的 被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地を後押しし、産業・生業の再生を図る。</p>
	<p>(2) 施策の必要性 平成 29 年 4 月までに、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、帰還困難区域では、特定復興再生拠点の整備が始まるなど、復興・再生は新たな段階を迎えている。こうした動きを更に加速するため、被災された事業者の事業再開や被災 12 市町村に新たに入ってくる事業者の呼び込みを支援する税制上の措置が引き続き必要である。</p>
本要望に対応する縮減案	-

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 福島・災害復興
	政策の達成目標	被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地を後押しし、産業・生業の再生を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	適用期限が既に到来又は平成 32 年度末までに到来する区域について、復興・創生期間の終了時（平成 32 年度末）まで拡充・延長する。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置が引き続き適用されることで、避難指示等の対象となった区域（避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、認定特定復興再生拠点区域）における事業再開及び新規立地を促進し、福島の復興・再生を加速する原動力となる。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	福島再開投資等準備金（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の3の2、第18条の8及び第26条の8）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	避難指示等の対象となった区域（避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、認定特定復興再生拠点区域）で事業を実施する者を対象としており、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。
税負担軽減措置等の適用実績	避難解除区域等における特例措置の適用の要件となる福島県による確認及び認定の件数：3,183件（平成30年7月末現在）	
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置により、3,183件の被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地が行われる予定である。	
前回要望時の達成目標	復興拠点等の整備等	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例措置により、3,183件の被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地が行われる予定であり、産業・生業の再生に寄与している。	
これまでの要望経緯	平成24年度 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設 平成25年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用 平成25年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大 平成29年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための、機械等の特別償却等）の認定特定復興再生拠点区域への拡大	